

長 建 協 発 第 3 9 4 号
平成 2 7 年 1 2 月 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

7 5 歳以上の者を経營業務の管理責任者・専任技術者及び建設業法施行令
第 3 条に規定する使用人とする申請に係る常勤性確認について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

7 5 歳以上の社会保険適用除外者を経營業務の管理責任者（以下、経管）、専任技術者（以下、専技）とする申請があった場合は、住民税特別徴収税額通知書等の提出をもって常勤性の確認を行うこととしていますが、許可要件である常勤性の担保の徹底の観点から、今後の確認方法及び提出書類については、別表のとおり取り扱われることとなり、また、建設業法施行令第 3 条に規定される使用人についても常勤性が求められることから、今後は経管、専技と同様に確認が行われることとなりました。

つきましては、標記について、別添のとおり長崎県土木部監理課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。